都道府県・指定都市・中核市の長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課国土交通省住宅局安心居住推進課

令和6年能登半島地震に伴うサービス付き高齢者向け住宅の 登録更新期限の延長等について(依頼)

今回の令和6年能登半島地震が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号。以下「特措法」という。)第2条第1項に規定する特定非常災害として指定されたことに伴い、下記のとおり措置されることとなりました。つきましては、都道府県等におかれましては、内容をご確認いただくとともに、登録事業者へご周知のうえ、趣旨に則して対応頂きますようお願いいたします。

記

1. サービス付き高齢者向け住宅の登録に係る有効期間の延長について

特定非常災害への指定に伴い、特措法第3条に基づく行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置(令和6年1月1日以後に満了する許可等の有効期間の延長)が適用されることとなり、併せまして、別添(国土交通省告示第12号。以下「告示」という。)のとおり、対象となる特定権利利益、対象者及び延長後の満了日が指定されたところです。告示においては、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。)第5条第1項に定めるサービス付き高齢者向け住宅の登録につきましても、同条第2項により5年ごとにその更新を受けなければ失効すると定められており、令和6年能登半島地震により被害が発生した地域においては、更新手続を行うことが困難な登録事業者がいる可能性があることから、対象となる特定権利利益として指定されているところです。

これにより、災害発生日(令和6年1月1日)以後に、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村*において、登録(更新)から5年の期間が経過することにより効力を失う登録事業者について、必要があると認めるときは満了日(令和6年6月30日)までの間において、その有効期間を延長することが可能となります。

【特措法第3条第2項関係】

2. 履行期限が到来する義務の不履行について

令和6年能登半島地震により法令上の履行期限までに履行できなかった義務について、令和6年4月30日までに当該義務が履行された場合は、刑事上、行政上の責任は問われないこととなります。【特措法第4条関係】

(特措法第4条に基づく免責の対象となる高齢者住まい法上の主な義務の例)

- ・サービス付き高齢者向け住宅の登録事項等の変更の届出(第9条第1項)
- ・サービス付き高齢者向け住宅の地位の承継の届出(第11条第3項)
- ・サービス付き高齢者向け住宅の廃業等の届出(第12条第1項)
- ・サービス付き高齢者向け住宅の破産手続開始の届出(第12条第2項)
- ・指定登録機関の名称等の変更の届出(第31条第2項)

以上

※ 災害救助法の適用有無について

内閣府HP (https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html) より災害救助法の適用の有無についてご確認が可能です。

また、災害救助法が適用されない市町村においても、令和6年能登半島地震により法令上の履行期限までに履行されなかったと都道府県等が認める場合には、特措法第3条第3項に基づく延長措置(申出による延長)が活用可能です。